

ハツ場ダム住民訴訟通信-128

2017年8月5日発行

[部内資料]

茨城県知事選アンケート。回答は鶴田まこみ氏のみ。

7月15日、茨城県の水問題を考える市民連絡会は、8月27日投票(8月10日告示)の茨城県知事選にさきがけ、下記の予定候補者(以下候補者)にアンケートを実施いたしました。アンケートは一強を誇る安倍政権が国民の信頼を失い、その存続が危ぶまれる中、各候補の安倍政権への向き合い方を通じ、政治的信条、価値観を見させていただきました。その上で、茨城県が抱える水問題の核心を問い、自治体の長として相応しい存在であるか否かを測らせていただきました。※鶴田まこみ候補の回答は別紙。

※アンケートを送付した候補者(敬称略)：橋本まさる、大井川かずひこ、鶴田まこみ

橋本まさる、大井川かずひこ両候補は回答なし。

回答の締切りは7月25日といたしましたが、鶴田まこみ候補のみが回答。橋本まさる、大井川かずひこ両候補は無回答。締め切りの翌日にあたる8月26日、回答の無い橋本候補の事務所に問合せたところ「マスコミ以外の団体等からのアンケートは、公職選挙法の利益誘導にあたる恐れがあるため回答は控えたい」との回答がありました。また、大井川かずひこ候補の事務所は「多忙のためアンケートにかかる時間がない」と無回答の説明がなされました。3候補それぞれにアンケートへの向き合い方＝県民への向き合い方にくっきりと違いを見せました。

アンケートは公職選挙法に抵触するのか？

国民主権、市民の知る権利はどうなるのか！

早速、橋本候補事務所の「マスコミ以外の団体等からのアンケートは、公職選挙法の利益誘導にあたる恐れがあるため回答は控えたい」との回答について茨城県選挙委員会に問合せてみました。以下、箇条書きにします。

- ・担当者の答：「昭和35年の総務省(当時自治省)の通達に、アンケートを実施する団体に有利にはたらくものは利益誘導にあたる」との項がある。
- ・当方の質問：アンケートのどこが利益誘導になるのか。
- ・担当者：設問次第で特定の候補者が有利になる場合がある。
- ・当方：回答にはyesもnoもあり、分からない、その他意見の項もある。
- ・担当者：それでも設問によって誘導できる。
- ・当方：その判断は誰がするのか。選挙管理委員会か。
- ・担当者：我々ではない。※注：判断は警察になる。
- ・当方：それではアンケートは出来ないのか。
- ・担当者：我々は聞かれればそう答えるしかない。

以上。私たちは敢えて論評は控えます。鶴田まこみ候補の回答は別紙をご覧ください

ハツ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768